

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第50号

令和6年1月1日施行

宮川下流漁業協同組合

富山漁業協同組合

高原川漁業協同組合

**宮川下流漁業協同組合、富山漁業協同組合
高原川漁業協同組合内共第 50 号第五種共同漁業権遊漁規則**

(目 的)

第 1 条 この規則は宮川下流漁業協同組合、富山漁業協同組合及び高原川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 50 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
 - 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

- 第 3 条 遊漁による漁具、漁法は手釣、竿釣に限るものとする。
- 2 あゆの漁法については、友釣りのみとする（ルアーの使用は制限しない。）。ただし、リールの使用を禁ずる。また、掛け鉤は使用できる総鉤数を 4 本まで、逆針から下の掛け鉤仕掛けの全長は 15cm までとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ	4月1日から9月9日まで
いわな	4月1日から9月9日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条に規定する期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、欄の期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
関西電力蟹寺発電所放水路の上流端から下流 100メートルの区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、女性、身体障害者手帳3級以上又は療育手帳所持者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

①手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ やまめ いわな	手釣・竿釣	1日3,000円、1年12,000円

- 2 遊漁料は、組合のウェブサイトで公表した場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣り（1日遊漁料）については当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 やまめ及びいわなについては、岐阜県内共39号及び40号高原川漁業協同組合、岐阜県内共37号、内共44号及び45号宮川下流漁業協同組合、富山県内共10号富山漁業協同組合いずれかの当該魚種の遊漁証認を受けているときは、遊漁料を免除する。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所。ただし、日釣りの承認証についてはこれを記載しないことができる。
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。